

第 236 回

国有財産関東地方審議會議事録

平成 23 年 11 月 29 日

湯島地方合同庁舎

1 階 会議室

關 東 財 務 局

目 次

1. 開 会 -----	1
2. 委員紹介 -----	1
3. 会長互選 -----	2
4. 会長あいさつ -----	3
5. 会長代理の指名、境界査定部会部会長及び委員の指名 -----	3
6. 関東財務局長あいさつ -----	4
7. 諮問事項審議 -----	5

諮問事項

第 1 諮問

千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い、並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いすることについて ----- 5

第 2 諮問

在日合衆国軍隊の用に供している神奈川県逗子市池子外に所在する土地を、
逗子市が都市公園敷地として一時使用することについて ----- 13

8. 閉 会 -----	26
--------------	----

午後2時00分開会

1 開 会

○山岸管財第1部長 それでは、皆様、大変お待たせをいたしました。ただいまから第23.6回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

本日は本当にご多用中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本日、お集まりの皆様方には、第28期の委員をお願い申し上げたところでございますが、皆様、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。今回は委員改選後初めての審議会でございますので、会長が現時点では選任されておりません。このため、会長互選までの間、私、管財第1部長山岸が進行役を務めさせていただきます。

まず、委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。本審議会は、国有財産法施行令第6条の8第1項の規定に基づきまして会議を開き、議決するためには委員の半数以上の出席が必要です。本日は、委員12名中、10名の方のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しております。

2 委員紹介

○山岸管財第1部長 本日の審議会は、委員会改選後初めての開会で、新任の委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元に第28期の委員名簿を配付させていただいておりますが、順にご紹介させていただきます。

まず、岡部義裕様でございます。

○岡部委員 岡部でございます。

○山岸管財第1部長 続いて岡村清子様でございます。

○岡村委員 よろしくお願ひいたします。

○山岸管財第1部長 工藤操様でございます。

○工藤委員 工藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○山岸管財第1部長 佐谷和江様でございます。

○佐谷委員 よろしくお願ひします。

○山岸管財第1部長 中村秀明様でございます。

○中村委員 よろしくお願ひします。

○山岸管財第1部長 野並直文様でございます。

○野並委員 野並でございます。よろしくお願ひします。

○山岸管財第1部長 花木啓祐様でございます。

○花木委員 花木でございます。

○山岸管財第1部長 星 徳行様でございます。

○星委員 星です。よろしくお願ひします。

○山岸管財第1部長 松本暢子様でございます。

○松本委員 松本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○山岸管財第1部長 宮ヶ原光正様でございます。

○宮ヶ原委員 宮ヶ原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山岸管財第1部長 なお、利根忠博様、宮林茂幸様につきましては、本日、所用のためご欠席されております。以上12名が委員の皆様でございます。

続きまして、当局側の出席者を紹介いたします。

関東財務局長の居戸でございます。

○居戸関東財務局長 居戸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山岸管財第1部長 管財第2部長の小堀でございます。

○小堀管財第2部長 小堀でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

3 会長互選

○山岸管財第1部長 それでは、会長の互選に入らせていただきます。

当審議会の会長につきまして、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定によりまして、委員の皆様方の互選により選出していただくことになっております。

どなたか、ご意見がございましたら賜りたいと思います。岡部委員、お願ひいたします。

○岡部委員 岡部でございます。私の意見を申し上げたいと思います。不動産等に関する見識が広い宮ヶ原委員に、ご苦労でございますが、前期に引き続きまして会長をお願いしてはいかがでしょうか。よろしくお願ひ申し上げます。

○山岸管財第1部長 ただいま岡部委員から宮ヶ原委員に会長をお願いしたいというご発言がありましたか、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山岸管財第1部長 ご異議がないようでございますので、宮ヶ原委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、この後は宮ヶ原会長に議事をお進め願いたいと存じます。よろしくお願ひします。

4 会長あいさつ

○宮ヶ原会長 ただいま皆様方から会長にご推举をいただきました宮ヶ原でございます。委員の皆様方のご協力をいただきまして、当審議会の円滑な運営に務めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

5 会長代理の指名、境界査定部会 部会長及び委員の指名

○宮ヶ原会長 それでは、まず初めに、会長代理の指名を行いたいと思います。

会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定により、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、私のほうから指名させていただきます。星委員に会長代理をお願いしたいと思います。星委員、よろしくお願ひします。

次に、当審議会には、国有財産法施行令第6条の6の規定により、国有地に隣接する土地所有者が境界についての協議に応じない場合に、国有地とその隣接地の境界を定めるための調査審議を行うものとして、境界査定部会が置かれております。境界査定部会の委員及び会長は、同施行令第6条の6第3項及び第4項の規定によりまして会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

部会委員には、星委員、松本委員、宮林委員に、また部会長には、お三方の中から

星委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

なお、宮林委員は今回、欠席されておりますので、後ほど事務局からご本人にお伝え願います。

6 関東財務局長あいさつ

○宮ヶ原会長 それでは、審議に入りたいと思いますが、その前に、関東財務局長からあいさつがございます。居戸局長、よろしくお願ひいたします。

○居戸関東財務局長 関東財務局長の居戸でございます。本日は、ご多用のところ審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびの委員改選におきましては、大変お忙しい中を快くお引き受けをいただきまして誠にありがとうございます。今後、委員の皆様方には、国有財産行政につきまして、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひを申し上げます。

本審議会は、国有財産法第9条の3の規定に基づきまして、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査・審議をいただきまして、ご意見を述べていただるために設置されたものでございます。本日は、2件の諮問事項についてご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最近の国有財産行政について若干お話をさせていただきますと、既にご案内のとおり、昨年6月に公表されました「新成長戦略における国有財産の有効活用について」によりまして、定期借地権を利用した未利用国有地の貸し付けや国家公務員宿舎の空きスペースの貸し付けといった国有財産の管理処分方式の多様化が示されました。これを踏まえまして、地方公共団体への情報提供、あるいはヒアリングを積極的に実施することによりまして、地域や社会のニーズを的確に把握し、保育所等の社会福祉施設として未利用国有地、宿舎の空きスペースの有効活用を推進しているところでございます。

また、庁舎・宿舎について、昨年12月に公表されたPRE戦略に基づきまして総合的な最適化を図っていくこととしておりまして、当局におきましても他省庁特別会計の国有財産に対する監査を含めて、鋭意、監査機能を強化しているところでございます。

また、昨今、話題になっております国家公務員宿舎につきましては、朝霞の宿舎建

設凍結の總理ご指示に基づきまして、現在、宿舎全般について財務本省におきまして第三者を交えて検討会が行われているところでございます。

なお、国家公務員宿舎につきましては、東日本大震災への対応として、地方公共団体を介して空室の無償貸付を行っております、現時点で800戸超について被災者の方々にご利用をいただいているところでございます。

私ども関東財務局は、財務省、金融庁の税金をいただく仕事以外の仕事をしております、委員の皆様方にご指導いただいている国有財産に対する仕事のほか、金融行政であるとか、あるいは財政資金の貸し付けであるとか、あるいは経済調査等の仕事を通じまして地域に貢献できるよう努力をしているところでございます。引き続き、地域に貢献し、地域に密着した行政を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方におかれましても、ぜひ、引き続きご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日のご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

7 諮問事項審議

○宮ヶ原会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

第1 諒問

千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い、並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いすることについて

○宮ヶ原会長 第1諒問は、千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いをするものでございます。

それでは、事務局から第1諒問の説明をいたします。

○小堀管財第2部長 本日、事務局といたしまして説明をさせていただきます管財第2部長の小堀でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、第1諒問についてご説明いたします。

○工藤委員 現況図でお尋ねしたいのですけれど、黄色い部分の未利用のところですが、現在は「更地等」というご返事でしたが、ここ赤い対象財産との区別というのが何か、アエンスか、塀か、植え込みみたいなことで分けられるのでしょうか。それとも、そのままなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 お答え申し上げます。道路として整備する上には当然、区分けはされますけれども、今はそれがない状態ですので、柵で囲ってあるだけになっております。

○工藤委員 この交流センター、博物館、これは、例えば対象になる人は、外からといいますか、遠くから来る観光客なのか、あるいは地元の子どもたち、成年の方たちが主なのか、両方なのだろうと思うのですが、その辺りはこの町としてどういうお考えなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 地域交流センターでございますので、先ほど委員からお話をあったとおり、地域全体としての交流の場としたいというのが1つございます。それから、繰り返しになりますけれども、いわしというのが、やはり九十九里町の売りといいましょうか、セールスポイントでございますので、そういう意味では、外から入り込む客も想定しているというところだと思います。

○宮ヶ原会長 よろしいでしょうか。ご意見が出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしくお聞かせください。

(「異議なし」の声あり)

○宮ヶ原会長 それでは諮問どおり決定します。

第2諮問

在日合衆国軍隊の用に供している神奈川県逗子市池子外に所在する
土地を逗子市が都市公園敷地として一時使用することについて

○宮ヶ原会長 次に、第2諮問の審議に移りたいと思います。

第2諮問は、在日合衆国軍隊の用に供している神奈川県逗子市池子外に所在する土地を逗子市が都市公園敷地として一時使用するものでございます。

それでは、事務局から第2諮問の説明をいたします。

○小堀管財第2部長 引き続き第2諮問についてのご説明でございます。

本件は、神奈川県逗子市池子地区に所在し、池子住宅地区及び海軍補助施設として在日合衆国軍隊の用に供している土地約288ヘクタールのうち約40ヘクタール部分を逗子市が都市公園として一時使用するものでございます。

位置図でございます。ご審議いただきます財産が所在しております逗子市ですけれども、神奈川県の南東部、品川から約50キロメートル、横浜からは約25キロメートルに位置する、東京及び横浜のベッドタウンでございます。隣接の鎌倉市、葉山町とともに、海水浴場のある観光都市とも言われているところでございます。

続きまして、案内図をご覧いただきたいと思います。黒枠でお示しした部分、これが池子住宅地区及び海軍補助施設でございます。これは京浜急行の逗子線、神武寺という駅の北西側、500メートルくらいのところに隣接しております。一部が横浜市金沢区の一部でございますが、横浜市域に及ぶ約288ヘクタールのかなり広い土地でございます。この中の赤枠で示した部分がご審議いただきます財産でございます。周辺には小学校、医療センター、一般住宅等が所在しております。

財産の沿革につきましては、概略説明申し上げますと、昭和20年9月から連合国軍に弾薬庫として接收、提供され、その後、昭和60年11月までに弾薬庫から住宅地区及び海軍補助施設に、その使用用途が変更されまして、今まで主に在日合衆国軍隊に所属する軍人とその家族の住宅地として使用されているものでございます。

続きまして、航空写真でございますが、本件一時使用に関する経緯を説明申し上げます。逗子市におきましては、以前より池子住宅地区及び海軍補助施設が所在する地区は地元で言うところの「池子の森」であると、これは神奈川県のみならず、首都圏における貴重な緑地であるという認識のもと、できるだけ早期に米軍施設の返還等を実現したいという要望を持っておりまして、これまで返還等の交渉が続けられてきたわけでございます。

一方で、在日米軍は横浜市内に所在する米軍住宅の老朽化などへの対策として、日本国政府に対して建て替えを求めていたところでございました。そのうち、平成16年10月の日米合同委員会におきまして、当池子住宅地区のうち横浜市域の部分、先ほど申しましたが、金沢区の一部の米軍家族住宅700戸の建設、及び横浜市内に所在する米軍に提供中の根岸住宅ほか6施設、この米軍施設の返還について合意がなされました。

この合意内容について、当初、逗子市は、横浜市域での米軍住宅建設とはいっても、

過去の逗子市域の米軍住宅建設の経緯からいって新たな負担となるものであることから、容認できないという考え方でございました。その後も政府間の協議が続けられておりましたが、昨年、平成22年9月の日米合同委員会において、横浜市域の住宅建設戸数を700戸から385戸に削減すること。それから、逗子市域243ヘクタールのうち一部土地40ヘクタールの返還を検討するとともに、返還までの間は逗子市が一時使用するということで基本的な合意に至ったわけでございます。

続きまして、一時使用について簡単にご説明させていただきます。これまで米軍が米軍施設として自ら主体的に使用していた土地及び施設につきまして、一時使用が認められますと、本件の場合ですと、逗子市が都市公園として主体的に使用することができるようになるということでございます。逗子市といたしましては、返還までの間、自らの管理のもとで広く逗子市民の利用が可能となり、評価できるとしているものでございます。

次に提供施設の概況図をご覧ください。対象財産は、東西約1キロメートル、南北約1.1キロメートル、一部に平坦地を含む、もっぱら丘陵地となっております。繰り返しのご説明になるかとは思いますが、池子住宅、あるいは海軍補助施設、この黒枠で囲った部分、全域288ヘクタールございます。右から横浜市の部分、これが45ヘクタール、そのほかが逗子市でございますけれども、そのうちの一時使用の対象財産が40ヘクタール、下の赤い部分に分かれるわけでございます。また既に、一部の返還ではございますけれども、昭和47年に第一運動公園、それから昭和52年に久木中・小学校の共同運動場部分がそれぞれ返還され、現在、逗子市が使用しているわけでございます。

次に、その40ヘクタールの現況図・利用計画図でございます。対象財産につきましては、有事の際には米軍が使用することにもなるため、既存施設以外の新たな恒久的な構築物は作れないといった制限がございます。そのほか、米国の軍人及び家族も引き続きこれらの施設を使うこととなっております。逗子市では、現在、平坦部分に設置されている400メートルトラック、それから野球場、サッカー場、テニスコート及びキャンプ場、こういったものの現況を活かした利用を考えております。さらに、空き地部分といいますか、平坦地となっている部分ですけれども、こちらには子どもの遊び広場等を配置して、濃い緑色の部分、こちらは丘陵部分になっておりますけれども、整備済みの緑道がございます。これを活かしまして市民が憩える池子の森の自

然に親しみ、触れながら野外活動が行える場として利用したいとしております。

なお、逗子市は、逗子市都市公園条例に基づき、一時使用予定地全体を都市公園として管理していく考え方でございます。

続きまして、一時使用の必要性等についてご説明いたします。逗子市は、対象財産を都市公園とすることで、緑豊かな池子の森を保存しつつ、これを市民に広く開放するとともに、スポーツ施設を活用した市民の健康増進など、自然に親しむ中で、総じて、健康的な市民生活をより一層向上させたいとしております。また、逗子市域は平坦地も少なく、本地のように広い用地が必要となるスポーツ施設の整備が可能となる土地はとても貴重なものであり、こうした観点からも一時使用の必要性が認められるところでございます。

次に、一時使用の許可にかかる手順及び公園開設までのスケジュールについてご説明いたします。一時使用の許可につきましては、南関東防衛局が行うこととなります。が、本年10月、逗子市から防衛局に対し一時使用の申請がなされました。防衛局から本地を所管する関東財務局に協議がなされているわけでございます。本協議に対し、私どもから本審議会にお諮りいたしまして、その答申により南関東防衛局に回答をいたしました。その後、防衛局は日米合同委員会にて一時使用の承認を得た後に、平成24年ないし25年度にかけて引き続き提供される部分と一時使用部分を区切るフェンスの設置、あるいは米軍の既存施設の移設等に必要となる工事を実施することとなっております。こうした一時使用に伴う所要の整備がなされた後に南関東防衛局から逗子市に対し一時使用の許可が行われるわけでございます。

公園開設までのスケジュールでございます。逗子市においては、平成24年ないしは25年度にかけて敷地調査及び公園設計を行い、26年度に整備工事に着工、26年度後半の供用開始を予定しております。

最後に、本件の関係法令等についてご説明申し上げます。関係法令につきましては、いわゆる「日米安全保障条約第6条に基づく国有の財産に関する法律」、この法律は日米安全保障条約に基づき締結された日米地位協定を実施するため、国有財産の管理処分の方法を整備したものでございます。関係法令といたしましては、同法第4条第1項の規定及び関連する財務省通達ということになります。

一時使用の許可期間は1年以内となっておりますが、公園として利用する間は使用的許可は更新されるということになっております。本件一時使用につきまして、本審

議会でご答申をいただければ、南関東防衛局に対しまして、逗子市からの一時使用の申請について同意する旨、回答いたしたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○宮ヶ原会長 第2諮問につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞお願ひいたします。

○中村委員 言葉の問題なのかもしれませんけれども、「共同利用」と言ったり、「一時使用」と言ったり、先ほどは「主体的利用」という言葉も出てきたのですけれども、どういう言葉で表現するかは別にして、逗子市がこの場所を、自由にと言つたらちよつと語弊があるのかもしれないけれども、自分たちの裁量のもとできちんと管理というか、運営、利用ができる、そういう担保される仕組みというのは何か検討されていくのですか。

○小堀管財第2部長 今、中村委員からご質問がございました一時使用と共同使用の仕組みはどうなるのかということでございますけれども、これまでの使用は、もっぱら米軍の使用でございました。とはいって、逗子市でございますけれども、体育協会によって限定的な使用はなされていたわけでございます。例えば、土日等、現地司令官の裁量で、地元と友好関係を図るということでしょうか、こういうことがなされていましたわけでございます。今後一連の手続が済みまして、日米合同委員会の承認を得て、防衛省によって一時使用が許可なされると、都市公園として逗子市による主体的な利用、市民全体の利用が図れる。これは都市公園として条例に盛り込みまして公園とするわけでございます。そうしますと、逗子市による使用が、「主体的な使用」と書いておりますけれども、開始されるわけでございます。ただし、有事につきましては、もちろん、米軍が、例えば、400メートルトラックがございましたが、ああいったところを資材置き場として使用したいということになれば、そこは米軍の使用に供されるということでございます。

○中村委員 そうしますと、具体的に何か、先ほどは米軍の関係者の利用も引き続き行うということをおっしゃっていましたが、それは優先という表現、言い方とか、運用ではないと思うのですが。

○小堀管財第2部長 それは、米軍の方々が使うと、例えば、こういったグラウンドとか、キャンプ場とか、遊歩道等がございますが、そういったところにつきましては一緒に使うことはできるということでございます。

○中村委員 使用の窓口というのは市に一本化されて、そこで米軍の方も逗子市民も同じように受け付けをして、例えば、グラウンドを使いたいという場合の許可を得ると、そういう形になるということですか。

○小堀管財第2部長 そこはこれから、逗子市と防衛局、あるいは米軍当局と三者協議会を作る予定になっております。そこで、どういう運営をしていくかということは今後決められることになっております。そこは、それほど排他的というふうなことはならない、どちらが優先、どちらが劣るということにはならないのではないかと思いますが、いずれにいたしましても、三者協議会の場で決められていくと聞いております。

○星委員 2点ほどお聞きします。従来、相模原でも同じような件があったような記憶がありますが、この日米合同委員会において返還までの間に一時使用は既に合意されていますよね。これを改めてここで審議に付するというのは、都市公園敷地に供用するかどうか、そこに重点があるのでしょうか。

それから、逗子はよく分かりませんけれども、公園敷地としてのこの1人当たりの面積、必要とされる、あるいは、希望する基準面積ですか、これで相当増えるようと思うのですけれども、その辺りの状況はどうなっているのか、2点についてご説明をいただけますか。

○小堀管財第2部長 はい。ご説明申し上げます。日米合同委員会で一時使用は確かに、こういった条件のもと、先ほど申しましたように、フェンスを立てたりとか、あるいは、今、一時使用が予定されている地域内における米軍の移設しなければいけない施設を、例えば、入り口のところのセキュリティポイントとか、それを移設すると、そういうたった諸条件が整いましたらば一時使用を認めるということになっております。

都市公園だからなのかということもございますが、そういったことももちろんございますけれども、現時点で提供財産の意味合いが変わっているわけではございません。依然として一時使用中も提供財産ということに変わりはございません。したがいまして、返還されれば都市公園としていくことになるかと思いますが、現時点においては提供財産というふうな位置付けに変わりはないので、私どもから防衛省に対して、提供している財産の内容が少し変わります、使い方が変わるので協議が来て、それに対応してお答えするということでございます。

それから、もう1つ、公園面積でございます。逗子市は、現時点で1人当たり8.

46平方メートルです。これが都市公園となりますと、約15平方メートルということで、かなり広がるということになっております。ちなみに、逗子市は現時点では神奈川県の中の市町村では6番目ということでございます。

○花木委員 先ほどの公園面積のご質問とも関係するのかもしれませんけれども、私の最大の関心は、この池子の森の生態系がどういうふうになるかというところです。先ほどの航空写真を見ると、今回の対象敷地の中の右下の部分、例えば野球場等、いわゆる都市公園の機能的な部分で、そこを市民が使うということは、これは一向に問題は生じないと思うんですが、問題は、この左側の、現在、キャンプなどに米軍の人たちが使っている部分、ここをどういうふうに、この貴重な部分を守っていくかということなんですね。

例えば、従来から日本の国内で通常の都市公園の中でも入場者の数を制限しているというようなことは、例えば、目黒の自然教育園は行っています。そういう形で入場者の使用を、ある程度、制限することによって生態系を守っていくというような計画があるのか、あるいはそのあたりも今後、逗子市が協議されていくのか。いずれにせよ、日本に返還されて生態系が壊れてしまったというような情けないことにはならないように、ぜひそのあたりは配慮いただきたいし、あるいは、現在そのようなことも考えておられるのなら、ちょっとご紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小堀管財第2部長 お答え申し上げます。全くもって、委員ご指摘のとおりでございまして、例えば、1つの例ですけれども、この地域にはオオタカの生息も確認されております。そういう意味でも、生態系として非常に重要、あるいは貴重だということは逗子市も、それは同様に考えております。ただし、使用人数を制限するとか、そういう具体的な話は今のところ私どもは承っておりません。これから逗子市、あるいは県と相談するのか、よく分かりませんが、ご指摘のとおり、これから考えていくものだと考えております。

○花木委員 そういう意味では、先ほどの1人当たり何平方メートルという数値は大きくなるのだけれども、それぞれの人が自由に使える縁ではない。しかし、貴重な縁をそれぞれの市民が背景に持っていると、そんなような形になりましょうかね、見えない財産というような形かもしれません。

○小堀管財第2部長 おっしゃるとおりで、自然ができるだけ壊さないといいましょうか、そのままにした形で使いたいというのが逗子市当局の基本的な考えではござい

ます。

○野並委員 米軍関係の施設というと、時として、政治問題とか住民運動の対象になるわけですが、たまたま本日の朝日新聞に出ていた記事なんですが、横浜市における住宅建設、これが条令違反になるのではないかというような記事でした。というのは、ここは円海山風致地区ということになっていて、それなりの建築についてはかなり制限がきついという中にあって、横浜市の現在の黄色い部分、ここを何か、計画によると、山を崩して谷を埋めてできるだけ高低差を少なくして、そこに20メートル近い建物を建てるというような計画だということなんですが、これが場合によっては条例違反になるという記事でした。もし、そういうことになると、先ほどの説明ですと、黄色い部分に385戸、建設するから逗子の部分が主体的に公園として利用できるという、いわゆる交換条件みたいなものだったのですが、その前提が崩れるということになると、ちょっとまずいのかなという気がするんですが、その辺、心配ないですか。

○小堀管財第2部長 お答え申し上げます。確かに、そういった新聞報道があったということは承知しております。米軍住宅、こちらの横浜市の黄色い部分に385戸を建てるわけでございますけれども、本件、一時使用ということなのですが、これにつきましては、この385戸が建つか、建たないかということは条件になつております。ただ、返還の際にはこれが条件にはなりますけれども、本件の一時使用の際にはこれが条件にはなつていないということでございます。

それから、ここに米軍住宅を建てるのは、どこが建てるかと申しますと、これは防衛省南関東防衛局が建てるわけでございます。そちらと、今度は横浜市当局との調整、協議と申しましようか、そういうことがこれからなされていくわけだと思います。横浜市といたしましても、先ほど申しましたけれども、横浜市内にございます米軍施設、市街地にあるようなものがこちらのほうに移ってくるわけですから、横浜市としてもメリットがないわけではないということもございますので、そこは両者間の協議ということになろうかとは思っております。

○野並委員 横浜市民としては、結構街のど真ん中にある現在の住宅をこちらに移してくれるとありがたいなというような気がするので、ぜひ、この計画は、この計画どおり遂行してもらいたいというふうに思っているわけです。

そうすると、仮に、黄色い部分で、何か住民運動とか何ががあって、それが前に進

まなくとも、それとは別に逗子市の使用、これは別の問題として進めることができるということですね。

○小堀管財第2部長 はい、本件についての一時使用に関して申し上げると条件とはなっておりません。条件になっているのは、先ほど申しましたように、杭を打ったり、フェンスを張ったりとか、米軍施設を移したりというのは条件ですけれども、一時使用については、こちらのほうに米軍住宅が建つかどうかということには関係はございません。ただ、全体、この土地が返還されるかどうかのときには、多分、問題になろうかとは思います。いずれにしましても、今の新聞報道の段階で、正確な事実関係について私どもは承知しておりませんので確実なことは申し上げられないということではございますけれども、ただ、考え方としてはそういうことではないかと思っております。

○工藤委員 返還までの一時使用ということで、例えば、周辺にも小中学校、子どもたち大勢いますが、池子の森にも入りたいと思いますし、少年野球場でスポーツしたりしますと、例えば、けがをしたとか、あるいは、損害、いろいろなけがをしたという場合、そういった保険のようなものは、ここで、ちょっと法律的に分からぬのですが、どういうふうな扱いになるものなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 ご質問のお答えとして申し上げるとすれば、公園の管理者にどういった落ち度があったのか、あるいは、けがをなさった方と公園の設備との因果関係とか、そういったことが問題になろうかとは思います。損害保険みたいなものですが、そのために保険をかけるかどうかということなのですが、それは逗子市で検討なさることだとは思います。管理者としては善良な管理をするということだとは思うのですけれども、都市公園として、条例公園として位置付けるわけですから、そのために必要かつ適切な管理をするということだと思います。

○宮ヶ原会長 一時使用で、逗子市が対象なのですが、この公園施設という形になると、工作物は作るのか、作れるのかどうかということと、それから、今の道路のところに都市計画道路が入っているんです。これは、一時使用の間に都市計画道路用地としてそれができるのかどうか、そのままの状態で借りるのか、一応何らか手を加えて逗子市が利用できるようになるのか、そこら辺はどうなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 はい、この40ヘクタールの部分でございます。ここに工作物が果たして建つかどうかということなのですけれども、一時使用の間におきまして

は、いまだ提供財産という位置付けでございますので、永久的な構築物というのは作れません。ただし、こちらのキャンプ場等に、例えば、上下水道とか、そういった最小限のインフラ整備、こういったものは逗子市が行うというふうに聞いております。

○宮ヶ原会長 今の道路、ゲートから入って、久木中学校のところに抜ける道路があるんですよ。それで、それができると非常に利便性は高いのだけれども、作れないということになれば、返還後の話になるかなということになるのですが。

○小堀管財第2部長 今のところ、都市計画道路としてそういったものが作られるということは聞いてはいないのですが、あくまで現況を利用して公園として使用すると逗子市からは聞いております。

○宮ヶ原会長 この周りは道路が非常に不便なんですね。今の現況を見ますと、ゲートがあって入れません。医療センターがあると思うのですが、あそこもゲートから入っていくのですか。

○小堀管財第2部長 そうです、大変遠回りしています。医療センターに通っている道は、地下に米軍の施設、下水道施設だと聞いておりますが、そういったものがあるので、米軍としても一時使用といいましょうか、使うのは構わないけれども、返還はなかなかできない状況だと聞いております。

○宮ヶ原会長 一時使用ではできないということですね。

○小堀管財第2部長 おっしゃるとおりで、返還がなされると、これは普通財産として私どもが管理いたしますので、一般論として申し上げれば、利用方策としては公共用、公的利用というものをまず最初に考えます。公共用の利用要望・取得要望がなければ一般競争入札による処分をしていくわけでございますから、そこは、返還された後に、こういった都市計画道路として逗子市が使いたいというのであれば、それはこちらから処分していくということにはなろうかと思いますが。

○岡村委員 住宅と公園の間のフェンスというのは、高いものか、どういうものなのですか。もう絶対誰も乗り越えられないものですか。

○小堀管財第2部長 今、聞いていますところは、さほど大きなものではなくて、まさに人が通れないぐらいのフェンスだというふうには聞いております。もっぱら、地域で申しますと、右側の線がフェンスを張るようなところで、そこら辺が山になっておりますから、山の尾根伝いにほぼ近い形でフェンスを設置していくというふうに聞いております。

○岡村委員 少年野球場とか、全部こういうものは有料かと思うんですけれども、キャンプ場の入場等は自由なのでしょうか。

○小堀管財第2部長 もちろん、立ち入ることは、公園の施設なのでそのための料金というの必要ないと思いますけれども、キャンプとして、炊事をしたりとか、そういったことにつきましては、これもまた逗子市の考え方によるところだとは思います。ですから、運営については、これから逗子市のほうで、もう少し時間がございますので、考えていくということだと思います。

○岡村委員 夜は閉鎖するのでしょうか。

○小堀管財第2部長 閉鎖するということになっておりますが、夜間のキャンプに関する運営については、逗子市で考えると聞いております。

○岡部委員 今のこととちょっと関連もあるのですけれども、防衛局と関東財務局さんと米軍との関係からみて、本日、諮問されているこの都市公園敷地としての利用計画は、大体ここに絵が書いてある内容で、これで行くのだろうと思うんですが、当審議会で承認して、回答して、防衛局が日米合同委員会に承認提案したとき、運営上の問題とか、新しい恒久施設はできないということなのですが、多少の微調整とか、そういうのが生まれてくる可能性もあるのではないかと思うのですが、そこら辺はもう、防衛局と合同委員会との間に委任するという感じになるのですか。

○小堀管財第2部長 今、いただいている一時使用の条件という中から、それに付加してどういったものが必要かというのは逗子市と、防衛省、あるいは在日米軍との関係ですので、協議の結果しか分からぬということでございます。

○中村委員 この説明の中では特に記載されていないのですけれども、この一時使用に関して逗子市の財政負担というのは特にないということでいいのですか。

○小堀管財第2部長 無償でございます。先ほどのインフラ整備等の負担はあります。

○佐谷委員 今回のことには関係ないかもしれないのですが、この一時使用から返還までの間の運営のスケジュールみたいなこと、時間的なことが1つ。それから、先ほど、返還された場合に逗子市が、例えば、買わなければ民間に一般入札されるというような話がちょっとあったかと思うのですけれども、これだけ自然度が高いところで、かつ、かなり面積も広いので逗子市が買えるかどうかよく分からぬところがあつて、もし民間売却みたいなことになつたら大変だとちょっと今思ったのですが、その辺

はどういう状況かということをもう1回、ご説明いただければと思います。

○小堀管財第2部長 先ほど、一時使用はこれから2年くらいたてば使用の条件整備が整って、一時使用として公園の供用開始がされるだろうと予定を申し上げました。

ただ、返還となりますと、横浜市域に新たに米軍用の宿舎を作るわけでして、これが完成しないと返還はされないということは、今のところの基本合意でございます。

したがいまして、これがいつできるかということが問題になってくるかと思います。それについては、今のところ何とも申し上げられないというふうな状況にございます。

そのときに、委員がご懸念のとおり、返還財産として戻ってきた場合に、普通財産であるからして、これを民間に売却するということ、そういうことはあるのかということだろうと思うのですが、それは、簡単に申し上げますと、公園用地ですので、普通財産については3分の1が時価で3分の2が無償ということに現行通達はなっています。これについては、逗子市もそれは了解といいますか、認識はしているということでございます。

実際問題として、返還となった場合には、やはり、逗子市に私どものほうから「公的な利用をしませんか」ということを、意向を打診するといいましょうか、意向を踏まえるということはすることとなっております。先のことになるかもしれません、これにつきましては、返還となった際には、また本審議会でご審議いただくようなことになろうかと思います。そのときには詳細なご説明ができると思いますが、ただ、いずれにしても、累々、ご説明申し上げておりますとおり、返還までの目処がなかなか立っていないということでございます。

○佐谷委員 ありがとうございます。

○松本委員 直接これとは関係ないのかもしれないのですが、一時使用というのは、先ほど説明で、使用の期間が1年以内とあったと思うのですが、その後、更新をしていけばという話でしたが、そういう契約というか、決まりとか何かがあるのか、ちょっと教えていただけますか。

○小堀管財第2部長 これは、私ども財務省の通達で定められております。一時使用というのは、まさに一時使用ですので、1年以内ということになっております。

○松本委員 そうしますと、今回の場合、借りるまでに2年ぐらいあって、その後、1年ずつ更新していくというときの手続きとか何かそういうことがあるのですか。

○小堀管財第2部長 南関東防衛局が逗子市と契約を更新していくということになり

ます。

○宮ヶ原会長 よろしいでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、
諸問どおり決定したいと存じますが、よろしゅうござりますか。

(「異議なし」の声あり)

○宮ヶ原会長 それでは諸問どおり決定します。

なお、諸問事項につきまして決定した事項は、後ほど関東財務局長に対しまして答
申書をお渡しすることとします。

○宮ヶ原会長 以上をもちまして、本日予定された議題はすべて終了しました。関東
財務局長から発言がございましたら、どうぞ。

○居戸関東財務局長 本日はご多用のところ、本当に熱心にご審議をいただきまして、
また、貴重な数々のご意見を賜りまして誠にありがとうございます。本日お詣りいた
しました2件の諸問事項につきましては、頂戴いたしましたご審議の結論によりまし
て早速、処理を進めてまいりたいと存じますし、厳密な意味での諸問事項に限らず、
その土地の周りの使用方法についてのご意見をたくさんいただきました。あるいは、
諸問事項にかかる今後の土地の利用についてのご意見もたくさんいただきました。そ
ういう点については、当方でも配慮させていただきたいと思いますし、関係当局に伝
えてまいりたいと考えているところでございます。本日は誠にありがとうございます。
ました。

○宮ヶ原会長 ありがとうございました。

次回の審議会の日取り等につきまして、事務局からお願ひします。

○山岸管財第1部長 本当にご審議ありがとうございました。まず、次回の前に、本
日、本審議会でご審議いただいた事項につきましては、答申をいただいて、その旨を
受けて関東財務局として処理方針を決定した旨を関係機関へ周知するとともに、それ
から、当局ホームページ等で公表したいと思っております。お許しいただければと存
じます。

それから、次回の審議会の開催につきましては、付議予定事案の進捗状況等を見な
がら、現時点では来年の2月頃に、またご審議いただく案件が出てくるのではないか
と、今のところ、内々に考えております。具体的な日取りにつきましては後日また連
絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日は大変ありがとうございました。

4 閉 会

○宮ヶ原会長 お聞き及びのとおりでございますので、ご承知おき願いたいと存じます。

それでは、これをもちまして散会とします。

午後3時27分閉会